

平成 22 年 8 月 27 日

「府政運営の基本方針 2011」(素案)

《はじめに》	1
(これまでの取組みと評価)	1
(社会経済情勢・府民生活の現状)	2
《府政運営の基本方針 2011》	
1. 基本的な姿勢と基本的な方針	4
2. 「財政構造改革」と平成 23 年度当初予算編成	5
(1) 財政の状況・見通し	5
(2) 23 年度当初予算編成の基本的考え方	6
(3) 今後の財政運営に向けて	9
3. 「府庁改革」	9
(1) 組織力強化(組織としての課題認識・解決力の強化)	9
(2) 公務員制度改革	10
(3) 出資法人や公の施設のさらなる改革	10
(4) 新公会計制度の導入	10
(5) 大阪版市場化テストの着実な実施	10
(6) 戦略的広報と究極の情報公開	10
4. 「政策創造」と平成 23 年度の「主な政策課題」	11
(1) 23 年度の「政策創造」	11
(2) 「主な政策課題」の現状と論点	12
(3) 23 年度の「知事重点事業」	13
5. 「地域主権」	13
(1) 地域主権の実現に向けて(国との関係)	13
(2) 大阪・関西発の取組み	13

〈はじめに〉

（これまでの取組みと評価）

・「財政再建」「政策創造」「府庁改革」と「地域主権」の取組みについて、これまでの府政3カ年をふりかえると下図のとおりである。

府政運営のこれまでの取組

	財政再建	府庁改革	政策創造	地域主権	
H20.2	財政非常事態宣言				
H20.4	財政再建プログラム案 収入の範囲内で予算を組む 財政再建団体にならない ・全ての事務事業、出資法人及び公の施設をゼロベースで見直す ・新たな人件費抑制の取組み(給料月額カット、退職手当減額) ・歳入の確保(府有財産の売却、有効活用) ・H20～22を集中改革期間として設定 ・初年度は1100億円、3年間で2800+億円の改革効果額を見込む(3年間の効果額は、3394億円)	本格予算 ・超緊縮、構造改革着手(1100億円の効果額) ・減債基金借入・借換債増発ストップ 決算 ・11年ぶり黒字決算	“大阪府庁変わります”宣言 ・「仕事が変わる」「組織が変わる」「職員が変わる」 業務改革レポート ・仕事の品質を高める 経営企画会議の設置	重点政策 ・未来を担う世代や大阪を圧倒的に特徴付けるための集中投資 将来ビジョン大阪 ・「世界をリードする大阪産業」「水とみどり豊かな新エネルギー都市」大阪、「ミュージアム都市大阪」「だれもが安全・安心なソニー大阪」教育「日本一大阪」	大阪発の地方分権改革 ・大阪版地域主権システム ・国への提言と働きかけ 大阪版地方分権改革ビジョン ・「分権」「大阪市との新たな関係づくり」「集権」 ・市町村権限移譲計画案 ・H22～24までの3年間で特例市並みの権限移譲をめざす 大阪市との新たな関係 ・水道事業の府市統合 ・コンセッション方式から企業団方式へ転換 ・政令市連携課の設置、夢洲・咲洲活性化共同チームの発足 大都市制度の研究 ・大阪府自治制度研究会設置 関西としての集権 ・関西広域連合設立の取組み 国への働きかけ等 ・直轄負担金廃止、国関係法人への支出、大阪労働局の移管 ・地域主権戦略会議等を通じた改革提案
H21.4	当初予算 ・11年ぶり赤字予算脱却 ・減債基金返済への道筋 ・府債残高ピークアウト 決算 ・2年連続黒字決算	戦略本部体制 ・戦略本部会議の設置 PDCAサイクルの徹底 意思決定プロセスの公開 改革評価機能の充実	部局長マニフェスト ・変革と挑戦 ・部局長自身が戦略目標や成果指標を設定(その実現を知事と府民に約束) ・評価・検証(自己点検と取組結果等)のとりまとめ PDCAサイクル 知事重点事業 ・施策の「選択と集中」を徹底、財政再建との両立 ・政策課題の設定 ・「新規性」「府民へのメッセージ性」「緊急性」の観点から知事重点事業を決定		
H22.4	当初予算 ・2年連続黒字予算 ・減債基金の還元 ・財政調整基金への積立	人的資源マネジメント ・ひとを育てる、ひとを活かす 組織戦略 ・30年度8500人、26年度まで900人削減 ・再任用職員を含めた要員のグロ管理			
	財政構造等に関する調査分析報告書 ・約400事業に及ぶ他府県との比較をはじめ、府財政に関する広範な構造分析 「歳入構造」「歳出構造」「公務員制度、組織人員体制」など				
H22.8	財政構造改革プラン素案 「地域主権」の実現を通じて、府財政構造の抜本改革をめざす 4つの柱(「歳入歳出改革」「国への制度提言」「公務員制度改革」「財政運営のあり方」) H23～25を計画期間として設定 3年間で1800億円の要対応額への対応を行う		大阪の成長戦略素案 成長阻害要因の分析・検証 「ハイエンド都市」「中継都市」 成長のための源泉 成長を支える仕組み(総合特区制度の創設など)		

(参考) 改革評価委員からのご意見・ご提言

(政策イノベーション)

大阪府に限られた財源の中で安定した行政サービスを、継続して提供してゆくためには、新たな財源に頼らない施策の展開が必要であり、公営住宅を介護サービスの拠点として活用する等、既存ストックを最大限活用することや、従来の枠にとらわれない横断的な連携を図るなど、政策課題を新しい知恵と発想によって解決していく“政策イノベーション”への取組みが重要であると思われる。

(新公会計システム)

大阪府のストック情報等を明らかにすることによって、事業別や組織別の財務マネジメント、わかりやすい財務情報の発信に役立てるとともに、将来的には予算編成にも活かすことのできるような、“新公会計システム”を構築すべき。

(部局の縦割りを超えた取組み)

障がい者の雇用を進めるため、法律で定められている法定雇用率を上げていくことだけでなく、部局の枠を超えた横の連携を積極的に図りながら、障がい者の雇用者数そのものを増やすという取組みが重要である。

(本質的な目標設定のあり方)

がん対策の充実のアウトプットとして、治療を受ける患者数の増加だけを指標とするのではなく、予防や早期発見、治療という、がん対策の一連の流れにおける取組みの指標、成果を示した方が分かりやすい。

(維持管理の戦略的取組み)

社会インフラの老朽化が進む中、都市基盤施設の整備や維持管理について、戦略的にどう取り組んでいくのかといったことを、重点課題として府民に示すべき。

これらのご意見・ご提言は、平成 22 年 4 月段階で、21 年度の部局長マニフェストの評価・検証及び「府政運営の基本方針 2010」に基づく 22 年度の部局長マニフェストの目標設定に際して、改革評価委員からいただいたもので、これらのうち対応可能なものから 22 年度の府政運営において実践しています。

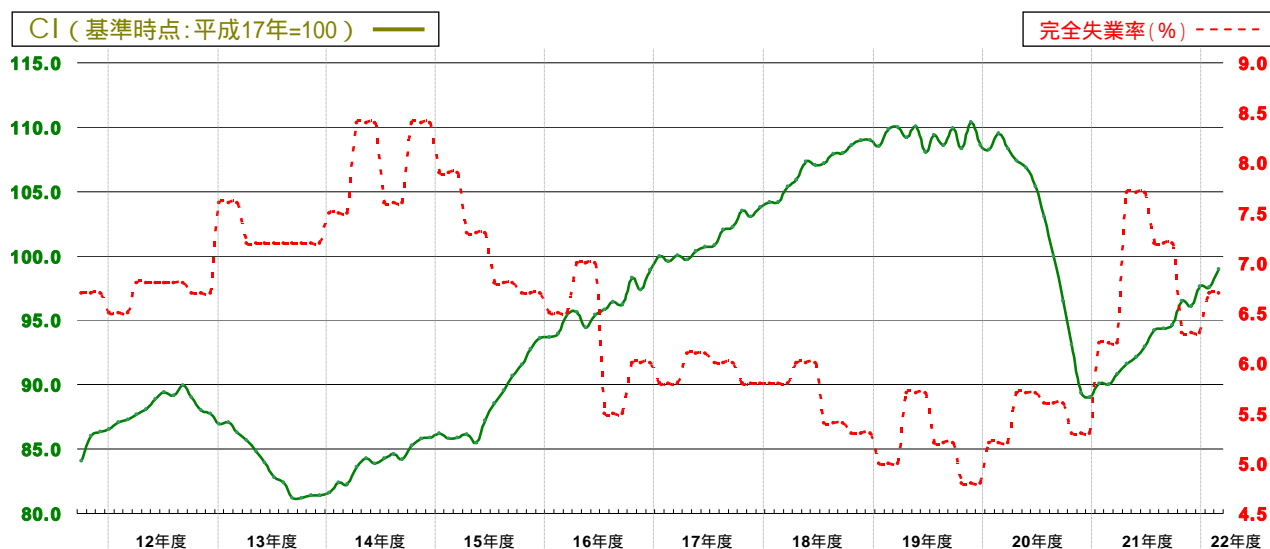
(府民生活・社会経済情勢の現状)

・経済状況や府民生活の現状を概観すると次のとおりである。なお、個別政策分野における現状認識は、「主な政策課題の現状と論点」(資料 2 - 3)で示す。

大阪経済・府民生活の状況

・大阪経済は、22 年 5 月の C I (景気動向指数：速報値)は 21 年 3 月以降緩やかではあるが改善傾向にあり、統計的には徐々に景気が回復しつつあることを示しているものの、府内の失業率は依然として高水準で推移するなど、まだまだ実感できる状況にない。

図表 1 大阪の C I と完全失業率の推移



人口動態

・21 年度末 (22 年 3 月 31 日) 時点の住民基本台帳に基づく人口調査で、全国の人口は 3 年ぶりに減少。人口増加は大阪府を含む 9 都府県。とりわけ総人口に占める三大都市圏 (東京圏、名古屋圏、関西圏)の人口は過去最高の 50.51%を記録。少子高齢化も進展し、生産年齢人口 (15~64 歳)は 15 年前と比べ、北海道や兵庫県の人人口規模に匹敵する約 546 万人、6.3%の減。

図表2 人口が増加した都道府県、三大都市圏及び地方圏の人口、生産年齢人口

都道府県	増加人口 (人)	総人口 (人)	増加人口 (人)	全国に占める割合 (%)	生産年齢人口 (人)
1 東京都	61,654	三大都市圏	64,171,324	158,706	50.51
2 神奈川県	37,129	地方圏	62,886,536	▲ 177,029	49.49
3 埼玉県	26,815	全国計	127,057,860	▲ 18,323	100.00
4 千葉県	25,346				平成7年
5 愛知県	19,262				86,649,448
6 沖縄県	8,364				平成22年
7 福岡県	6,704				81,187,923
8 大阪府	6,413				《減少数》
9 滋賀県	4,249				▲ 5,461,525

(参考1)「三大都市圏」	(参考2)平成22年度人口(人)
東京圏 = 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	北海道 5,520,894
名古屋圏 = 岐阜県、愛知県、三重県	兵庫県 5,586,182
関西圏 = 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	

府民意識

- ・「将来ビジョン・大阪」に掲げる将来像イメージの実現状況に対する意識について、21年度と比較した各指標の変化の状況と否定的な回答の主な理由は次のとおり。

図表3 府民意識の推移等

項目（府民の割合）	21年度		22年度	そう感じない・思わない主な理由
「治安がよいと感じる」	5.6%	↗	9.0%	ひったくりなどの犯罪が多い(90.7%)
「みどりが多いと思っている」	16.5%	↗	17.6%	市街地のみどりが少ない(68.1%)
「安心であたたかい暮らしの大阪になっていると思う」	16.6%	↘	15.0%	昔より人情味が薄れてきている(61.6%)
「大阪はスポーツが盛んだと思っている」	38.6%	↘	31.0%	身近にスポーツ施設が少ない(67.5%)
「大阪産を率先して購入したいと思う」	48.2%	↗	55.3%	他の産地のほうがおいしそう(52.1%)
「子どもを大阪で育ててよかったと思っている」	49.0%	↗	56.6%	教育環境が整っていない(62.5%)
「自分の住んでいる地域に愛着を感じている」	71.4%	↘	67.4%	まちがごみごみしている(54.0%)

23年度の府政運営に向けて

- ・こうした課題を克服し、より多くの府民が状況変化や環境改善を実感できる、よりよい大阪をめざすためには、課題の根源的要因を構造的に分析し、府及び府内市町村はもとより、これらに関わるすべての者が認識を共有し、それぞれの役割のもと、連携して取り組みを進めていかなければならない。
- ・また、日本全体、さらにはアジアや世界にまで視野を広げ、大阪が果たすべき役割を認識し、その中で府として何をすべきかを考え、行動することも重要になってくる。

《府政運営の基本方針 2011》

1. 基本的な姿勢と基本的な方針

基本的な姿勢

23年度も「変革と挑戦」を貫き、これまでの取組みによる礎づくりを仕上げ、大阪の将来を見据えた次なる第一歩を踏み出す。

「改革」と「成長」をめざす

- ・収入の範囲内で予算を組む原則を徹底するとして「財政再建プログラム(案)」が22年度で取組期間(3年間)終了。23年度からは、「財政構造改革プラン」に基づく新たな改革に取り組み、「自律的な財政構造」の確立をめざす。
- ・弛みなき自己「改革」を徹底する中であっても、大阪の低迷を打破し、未来に向けた大阪の「成長」の道筋を示す。

マネジメントの強化を図り、自立的な組織への進化をめざす

- ・23年度は、PDCAサイクルの大きな歯車がいよいよ一回りし、真価が問われる。PDCAの徹底を図り、戦略本部体制による府政マネジメント・サイクルを確立させる。例えば、施策や事業について、目的や効果等の点検・検証の上、見直しや撤退を判断する仕組みなど、PDCAサイクルの実質化をめざす。
- ・これらの取組みを通じ、府庁組織の“自立的な課題解決型組織”への進化をめざす。

府県としての役割を着実に果たす

- ・新型インフルエンザなどの感染症や疾病、地震・津波などの災害や犯罪に対する安全・安心の基盤やシステムを着実に整備し、これらを堅実に管理・運用することは、府政運営の根幹であり、このことを決して揺るがせにはしない。

基本的な方針

「財政再建」「政策創造」「府庁改革」と「地域主権」の枠組みで進めてきた取組みを、「改革」と「成長」の視点から強化・発展させる。そのため、徹底した改革を断行し財政規律を堅持しつつ、大阪の都市魅力の創造、大阪の成長に向けた施策への財源の戦略的重点配分を行うなど、「改革」と「成長」を府政の両輪として運営することを基本的な方針とする。

あわせて、「改革」と「成長」の実現に必要な不可欠な制度や仕組みの改革について、具体的な提言を国に打ち込み、その実現をめざす。

(財政構造改革)

- ・自律的な財政構造を実現し、大阪府が地域主権をリードできるよう、歳出歳入

や公務員制度など自ら改革に取り組む。

(大都市圏の成長)

・日本の成長を牽引する大都市圏である大阪・関西が、本来の強みを発揮し、成長を成し遂げるため、成長阻害要因を明らかにし、成長目標、具体的取組方向等について、関係各方面と共有し、その実現に精力を傾ける。

(「改革」と「成長」を支えるセーフティネット)

・地域活力の低下を招く全国一律の制度・仕組みではなく、若年者や子育て世代、高齢者や障がい者が自らの能力を存分に発揮できる仕組みづくり、失敗しても再チャレンジできるセーフティネットの構築など、地域の実情に応じた対策を講じることが必要。

2. 「財政構造改革」と平成23年度当初予算編成

・社会経済環境の変化に応じて、府民の方々へ必要な行政サービスを提供することが府の使命であり、そのためには、財政基盤を確かなものにするのが不可欠である。

・予算編成過程の改革を進め、一層規律ある財政運営を行っていくとともに、財政構造改革に向けて果敢に取り組んでいく。

(1) 財政の状況・見通し

22年度当初予算編成

・22年度当初予算は、「大阪府財政再建プログラム(案)」を着実に実行し、「収入の範囲で予算を組む」との基本的な原則を守り、減債基金残高の復元を図るなど財政規律を堅持しつつ編成した。また、“いのち”“治安”“障がい者”に関する施策などセーフティネットの厚みを増すとともに、大阪の都市魅力の創造に挑戦するなど、限られた財源の重点配分を行った。

・ただし、府税収入が大きく減少し、社会保障関係経費が大幅増となるなど構造的な課題が深刻化する中で、地方財政対策による地方交付税等の増や、土地売却収入、給与改定によるボーナスの減といった臨時的要因も寄与し、ようやく収支均衡が達成できたという側面もある。

今後の財政収支の見通し(粗い試算(8月改訂版))

・「経済財政の中長期試算」(6月22日 内閣府)で示された「慎重シナリオ」における名目経済成長率、名目長期金利の数値等を参考として、“粗い試算”(22年8月版)を作成した。

・これによれば、収入の範囲内で予算を組み、将来にわたって実質公債費比率を早

期健全化基準（25%）未滿に抑え、地方公共団体財政健全化法に基づく財政健全化団体への転落を避けるためには、23年度から25年度までの間に毎年600億円程度の要対応額が発生する状況である。（資料2 - 2）

23年度予算編成の見通し

- ・わが国の足元の景気は持ち直してきており、自律的回復への基盤が整いつつあるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。また、最近の円高の進行は、わが国経済の先行きに不安を感じさせるものとなっている。
- ・こうした中、22年度の府税収入状況（7月末調定状況）を見ると、法人二税（地方法人特別税徴収額を含まない）の前年同期比は、当初予算における通年見込み（対前年度決算見込比69.7%）を上回る76.7%であるが、府税収入全体で見るとほぼ同じ水準で推移しており、府税収入全体の大幅な伸びは期待できない状況となっている。

(2) 23年度当初予算編成の基本的考え方

規律ある財政運営

- ・上述のとおり、府財政の置かれた環境は引き続き厳しい。社会経済環境の変化に応じて、府民の方々へ必要な行政サービスを提供することが府の使命であり、そのためには、引き続き財政規律を堅持しつつ、財政基盤を確かなものにしていくことが不可欠である。このため、国への要望・提言を含め、財政構造改革に取り組む。

（財政構造改革プランの着実な実行）

- ・「財政再建プログラム（案）」の後継となる「財政構造改革プラン」で示された歳出改革（400事業の評価・点検、主要分析事業等）、歳入確保（財産・債権管理等）の考え方に沿って改革を進める。

（要対応額（600億円程度）への対応）

- ・粗い試算（8月改訂版）で示された23年度の要対応額600億円程度については、「財政構造改革プラン」に基づき、構造改革による歳入歳出の取組みに加え、なお不足する分については、予算編成過程における歳入の確保や歳出の見直しなど歳入歳出全般にわたる一層の精査・点検を実施するとともに、引き続き職員給与の時限的な減額により、人件費の抑制に取り組むことを検討する。

（財政調整基金等のあり方）

- ・予期せぬ税収の急変や突発的な危機管理事象への対応、さらには「財政構造改革プラン」で点検を行った主要事業の「将来リスク」に備えることも視野に入れ、将来的な財政調整基金の確保目標額を設定する。現在、各年度の決算剰余金は1/2を減債基金復元に充てることとしているが、残り1/2は財政調整基金に積み立てるこ

ととする。

・また、財源配分の柔軟性を高め、施策の取捨選択の透明性をより一層確保していくうえで、一般財源を特定分野の施策に固定化することは、将来の施策選択の幅を縮めることから極めて慎重にすべきである。今後、一般財源をもとに積立てを行う基金については、財政調整基金・減債基金等に限定することとする。出資法人に多額の基本財産を出捐することも、同様の趣旨から好ましいとは言えず、多額の基本財産等を有する出資法人について引き続き府への寄附を求めていくとともに、今後、既存の財団法人に対する新たな出捐は原則行わないこととする。

・なお、財政調整基金の残高は22年度当初予算編成時で78億円（公共投資臨時交付金による積立て分116億円を除く）であるが、23年度予算編成においても、この残高を維持することを基本に、可能な限りの充実をめざす。

（財務マネジメント機能の向上）

・資金調達や資産運用などを総合的に管理することにより、財務マネジメント（起債マネジメント、資金マネジメント、リスクマネジメント）の向上に取り組み、資金の効率性を高める。

（財政指標による目標管理）

・23年度予算編成においても、「収入の範囲内で予算を組む」大原則の徹底をはじめ、本府独自の財政指標による目標管理を引き続き行い、より一層財政健全化を進める。

指 標	22年度予算編成 目 標 結 果	23年度予算 編成目標
（大原則） 収入の範囲内で予算を組む	黒字予算の継続 達成	黒字予算の継続
（将来世代に負担を先送りしない） 実質府債残高倍率	前年度(2.38)以下 2.29（達成）	前年度(2.29)以下
（将来世代に負担を先送りしない） 実質府債残高	前年度を超えない 1,060億円の圧縮（達成）	前年度を超えない
（安定的な財政運営を確保する） 実質公債費比率	25%を超えない 17.9%（達成）	25%を超えない

（府債活用の考え方）

・「将来世代に負担を先送りしない」観点から、府債の実質府債残高倍率について、他府県の状況等を踏まえ、27年度に2.0以内とすることを目途に、23年度予算では22年度当初（2.29）以下とすることをめざす。そのため、府債発行については次の区分により精査する。

通常債

世代間の負担公平の観点から建設事業等の財源として活用するが、活用する事

業の必要性を厳しく精査する。

臨時財政対策債・減収補てん債等

地方交付税や地方税の代替財源であり、政府の地方財政措置を踏まえて活用する。

行政改革推進債

通常債と同様に資産形成に充てられるものであり、将来世代に過重な負担を生じさせない範囲内で活用する。

退職手当債

資産形成につながらない赤字債であることなどを踏まえ、あくまでも補完的な「収入」として慎重に取り扱う。

財源の戦略的配分

・府財政を取り巻く環境は依然として非常に厳しく、また、粗い試算で 23 年度に 600 億円の要対応額が見込まれるなど、全体として歳出の抑制は引き続き必要であるものの、府民の負託に応えるため府政の喫緊の課題には的確に対応しなければならない。

・そのため、各部局で事務事業の積極的な見直しを行い、各部局の重要課題に対応しうよう「選択と集中」をすすめるとともに、全庁の歳出削減等により生み出した財源の一部を活用し、「知事重点事業」など府政の重要課題に対し重点的かつ集中的に配分する。

部局長マネジメントの一層の発揮

・23 年度の各部局の予算要求のとりまとめにあたっては、従来に増して部局長マネジメント機能の発揮を図ることとする。

・具体的には、「マネージャー」(各部局長)のリーダーシップのもと、「府政運営の基本方針」等を踏まえた『部局予算要求方針(仮称)』をまとめ、各部局の重要政策や個別課題への対応の考え方、財政構造改革プランの実行、事務事業見直し、歳入確保等について部局内で十分議論し、要求案を作成することとする。

・その際、府財政の状況、部局ごとの基準財政需要額の算入状況や他府県の事業水準との比較を十分に行う。

以上について、各部局において自主的・主体的に取り組むこととする。

・【P】削減目標額の設定

・また、これまでの予算編成作業においては、人件費や公債費を含まない事業予算を中心に査定を行ってきたが、新公会計制度の導入に向け、人件費や公債費を含むフルコストの視点を踏まえた予算編成をめざしていく。

事業目標と撤退ルールの設定

・知事重点事業や各部の主要事業について、事業ごとに可能な限り定量化した指標による目標を設定する。なお、その成果について後年度にレビュー(評価・点検)

を行うこととする。さらに、目標を達成するなど一定の条件を満たした場合や、目標が達成される見込みがないと判断される場合には事業を終了させる、いわゆる「撤退ルール」の設定を進める。

府民への説明責任

・府政の透明性の向上と府民に対する説明責任の観点から、予算編成過程における情報（段階ごとの要求書・査定書、知事ヒアリング資料など）の公表・公開について、わかりやすさを高め、充実を図っていく。さらに、府民に受益と負担の状況をわかりやすく示す情報の充実について検討を進める（施策分野ごとの府民一人当たりの予算額と府税負担額や、具体的な事業を例に他府県と比較した受益と負担の水準を明らかにすることなどを検討）。

(3) 今後の財政運営に向けて

・粗い試算によれば、23年度から28年度までは毎年150～600億円の収支不足が見込まれており、前述のとおり、財政構造改革プランの着実な実行とともに、予算編成過程において歳入歳出全般にわたる精査・点検を行っていく必要がある。

・中長期のトレンドとしては、29年度から34年度までは、一旦、単年度収支が黒字化する見込みであり、黒字の範囲内で減債基金への復元を行うことで収支不足が生じない見込みである。しかし、その後、35年度から41年度にかけては、バブル後に大量発行した府債の最終償還が到来することにより、再び大きな収支不足が生じる見込みである。こうした中長期的な財政収支見通しに的確に対応していくためには、減債基金の復元や財政調整基金への積立てなど、この間の取組みを着実に継続していくことが必要である。

・さらに、42年度以降、単年度の要対応額の解消及び減債基金復元額の充足が達成された段階においては、より一層安定的な財政運営を行っていくためにも実質公債費比率を全国並みにすることをめざす必要がある。（参考・21年度決算ベース全国平均12.4%、大阪府16.6%）

・このように、この間の取組みを継続しつつ、さらに強化していくため、基本的な財政運営のあり方を定める条例について検討する。

3. 「府庁改革」

・「府庁改革」をさらに推進し、「変革と挑戦」の実践と「自治体経営」の確立に取り組む。

(1) 組織力強化（組織としての課題認識・解決力の強化）

・一旦これまでの行政慣行から離れ、本来府民からみてどうあるべきかという視点で業務・制度と向き合い、第一線の職員が感じた課題やリスクについて、組織として話し合い、考え、行動を起こす。こうした日々の取組みを通じて、組織力

の強化を図る。

- ・あわせて、こうした思考や行動を、組織として積極的に支える環境等（人材育成や人事評価などの工夫）について検討する。

(2) 公務員制度改革

- ・「財政構造改革プラン」に示す方向性に基づき、人事給与制度や組織人員体制の見直しに取り組む。

(3) 出資法人や公の施設のさらなる改革

- ・出資法人や公の施設については、「財政構造改革プラン」に示す方向性に基づき、さらなる改革に取り組む。

- ・また、出資法人のうち府の関与のあるものについては、透明性を確保する観点から役員報酬の情報開示を求めるとともに、外部委員による意見を踏まえ、指定出資法人の役員報酬について、その基準を見直す。

(4) 新公会計制度の導入

- ・持続可能で安定的な財政運営による自治体経営の確立のため、複式簿記・発生主義という民間の企業会計の考え方を採り入れた新公会計制度を導入する。23年度は試験運用を実施し、24年度からの本格導入をめざす。

- ・これにより、従来の官庁会計では見えなかった情報を正確かつタイムリーに把握できるようになるほか、組織別や事業別の多様な財務諸表が作成可能となる。また、行政の専門知識を有していない者でも理解できるようになることで、行政関係者以外の第三者による客観的な検証を可能とする。

- ・精度の高い財務情報を有効に活用して、マネジメントの強化、アカウンタビリティの充実を図る。

(5) 大阪版市場化テストの着実な実施

- ・22年度から民間委託を開始した税務業務や監査業務などを含め10業務について適切にモニタリングを行い、公共サービスの質の向上と効率化をめざす。

- ・また、これまでの実施状況を踏まえ、次なる制度設計に着手する。

(6) 戦略的広報と究極の情報公開

（戦略的広報）

- ・府として統一感があり、分かりやすく府民の心に届く、効果的な広報を実践するためには、“広報一元化”の確立が必要である。

- ・そのため、予算編成過程等を通じて、全庁の広報事項の一元管理を徹底し、目的、費用対効果等の観点からより戦略的な広報活動を展開していく。

- ・民間とのタイアップによる広報コラボレーションや民間人材のノウハウ導入等により、これまでの慣例にとらわれない“役所の殻を打ち破った広報”をめざす。

(究極の情報公開)

・府が保有する情報は本来府民のものである。府民の財産である府政情報を分かりやすく府民に伝え、府政の透明性を高め、より一層、府民に対する説明責任を果たすとともに、府政のガバナンスの強化を図るためには、積極的な情報の公表が不可欠である。

・そこで、課題や懸案について、府がどういう議論を経て意思決定を行っているかを、ホームページを通じて公表していく「業務・施策プロセスの見える化」について、22年1月から実施している試行の検証結果等を踏まえ、23年4月からの全部局実施に向け取組みを進めていく。

4. 「政策創造」と平成23年度の「主な政策課題」

(1) 23年度の「政策創造」

23年度の「政策創造」は、22年度の「知事重点事業」及び「部局長マニフェスト」の戦略課題を基本に、その後の情勢の変化等を踏まえ、精査・点検を行い、「将来ビジョン・大阪」の柱立てのもと、以下の考え方で取り組む。

・「エンドユーザーの選択に委ねる」「実施主体の切磋琢磨を促進する」「頑張ったところ、効果が見込まれるところに集中投資(インパクトとサプライズ)する」「ボリュームゾーン(中間所得者層)への効果の波及をねらう」などの観点から、「政策イノベーション」を引き出す。

・「大阪の成長戦略」と連動する取組みについては、戦略性を高め、加速させる。

・「財政構造改革プラン」の施策再構築の方向性と整合性を保つ。

世界をリードする大阪産業

【 「ハイエンド都市」をめざす次世代産業の振興】

【 中小企業支援の転換】

【 「中継都市」と支える戦略インフラ】

【 戦略的な都市基盤施設経営】

水とみどり豊かな新エネルギー都市大阪

【 地球温暖化対策】

【 みどりの風を感じる大阪づくり】

ミュージアム都市大阪

- 【 大阪の都市魅力の創造・発信】
- 【 国際ツーリズム戦略と国際エンターテイメント都市大阪】

だれもが安全・安心ナンバーワン大阪

- 【 総合治安対策の推進】
- 【 医療先進都市大阪】
- 【 障がい者雇用日本一】
- 【 雇用・人材確保策の再構築】
- 【 住宅・まちづくり政策の再構築】
- 【 大阪の地域力再生】

教育・子育て支援日本一大阪

- 【 次世代育成支援】
- 【 支援教育の充実】
- 【 子どもたちに確かな学力を（アジア・世界に通じる人材の育成）】
- 【 府立高校の新たな特色づくり（アジア・世界に通じる人材の育成）】
- 【 公私教育（アジア・世界に通じる人材の育成）】
- 【 国際社会に通じる人材の育成】

(2) 「主な政策課題」の現状と論点

・23年度の政策創造について、20項目の「主な政策課題」を設定し、課題毎の現状と論点を、資料2-3「主な政策課題」の現状と論点 にとりまとめた。

(3) 23年度の「知事重点事業」

- ・23年度の「知事重点事業」は、20項目の「主な政策課題」で設定した「論点」をベースに、今後、9月定例府議会でご議論いただいた上で、11月にとりまとめる成案段階で提示する。

5. 「地域主権」

・地域主権の確立には、めざすべき国のかたちを明らかにすることが必要である。大阪府は、『国は国家戦略に専念。広域地方政府は競争・成長でパイの拡大。基礎地方政府は住民の安全・安心』というかたちをめざすべきと考えており、この考え方を基本に、国に対し「制度・仕組みの見直し」を具体的に提言し、その実現を積極的に働きかけていく。

・あわせて大阪府自らも、地域主権改革を着実に実践するため、府内市町村や関西の府県・政令市とともに、国や全国を先導する「大阪・関西発の取組み」を進める。

(1) 地域主権の実現に向けて（国との関係）

政府において閣議決定された「地域主権戦略大綱」(22年6月)の確実な推進と、積み残された課題の解決に向けた検討を、引き続き国に働きかけていく。

・国の出先機関原則廃止については、府が率先して提案している、大阪労働局の府への移管による「大阪版ハローワーク」の実現や、府内全ての国直轄国道の府への移管（必要な財源とセットで移管）の早期実現を積極的に求めていく。

・義務付け・枠付けの見直しや国庫補助金の一括交付金化については、地方の自由度を増し、地域の実情に合致した施策の実施が可能となるものとなるよう、さらなる取組みを求めてく。

・国直轄事業負担金については、22年度から維持管理負担金及び業務取扱費にかかる負担金が廃止されたが、負担金の全廃に向けて、引き続き実現を働きかけていく。

・地域主権に相応しい自治の仕組みを構築するため、地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本改正）に向け、とりわけ、基本構造に関わる「大都市制度」と自立的な地域経営に必要な「議会制度」「監査制度」「財務会計制度」について、府が提案している改革案をたたき台に、精力的な検討を働きかけていく。

・道州制の実現に向け、国に強く働きかけていく。

(2) 大阪・関西発の取組み

（市町村への「分権」）

・府から市町村への権限移譲については、府独自の財政支援及び人的支援を活用した特例市並みの権限移譲を進めるとともに、国の地方分権改革推進委員会から示された第一次勧告事務のうち市町村への移譲提案を留保した事務の移譲を進めるなど、引き続き先駆的な取組みを着実に推進していく。なお、市町村への移譲

提案を留保した事務のうち、小中学校の教職員の任命権については、府と市町村、教育委員会の代表者における協議の場において、課題整理等の検証を行う。

- ・豊中市の中核市移行（24年4月）に向け、保健所業務等の円滑な移管を進めていく。

- ・府の公共事業への市町村負担金について、国における国直轄事業負担金廃止の検討状況を踏まえ見直しを進める。

（関西としての「集権」）

- ・「大阪発“地方分権改革”ビジョン」の工程に従い、30年の関西州の実現を目標に、まず22年中の関西広域連合（仮称）設立に向けた取組みを進め、その上で、23年度から広域連合として事業を開始し、国の出先機関の事務移譲を求めていく。

（新たな大都市制度のあり方）

- ・地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本改正）に向けて、「大阪府自治制度研究会」での議論を踏まえ、22年度には大阪からの新たな大都市制度の提案を行い、23年度以降はその実現をめざし地域主権戦略会議などを通じて国に働きかけていく。

（府市連携）

- ・大阪府と大阪市が連携・協力して大阪の総合力を発揮していくことが必要である。そのため、23年度は、引き続き、府から市への権限移譲の調整などを進めるとともに、当面の重要な課題である夢洲・咲洲地区の活性化に連携・協力して取り組む。